

## 令和3年度 丹波市建設工事等指名停止措置一覧表

(令和4年3月25日更新)

番号	商号又は名称	主たる所在地	指名停止期間	指名停止理由
5	トッパン・フォームズ(株) 小林クリエイト(株) (株)イセトー 塚田印刷(株)	東京都港区 愛知県刈谷市 京都市中京区 西宮市	令和4年3月25日から 令和4年7月24日まで (4カ月)	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。(丹波市指名停止基準 別表第2の2(1)ウ適用)
4	(株)ナカバヤシ	大阪市中央区	令和4年3月25日から 令和4年5月24日まで (2カ月)	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。(丹波市指名停止基準 別表第2の2(1)ウ適用及び第6条第2項適用)
3	(株)平尾工務店	加東市	令和4年2月22日から 令和4年7月21日まで (5カ月)	当該事業者が、兵庫県発注の公共工事において、500万円を超える金額の下請契約を令和2年11月20日付で建設業の許可を受けていない有限会社ウインズと締結したとして、北播磨県民局から建設業法第28条第3項の規定に基づき営業停止処分を受けたため。(丹波市指名停止基準 別表第2の6(2)イ適用)
2	パシフィックコンサルタンツ(株)	東京都千代田区	令和4年2月22日から 令和4年8月21日まで (6カ月)	当該業者の社員が、富山県富山市が発注した吊り橋の設計業務を巡り、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたため。(丹波市指名停止基準 別表第2の3(3)適用)
1	(株)国土開発センター	石川県金沢市	令和3年7月6日から 令和3年10月5日まで (3カ月)	丹波市が発注する老朽管更新工事実施設計業務において、2か月以上の履行遅滞があったため。(丹波市指名停止基準 別表第1の4(1)適用)